

しょうみょうじもんじょ
 稱名寺文書

●所在地／上吾川十合 稱名寺 ●所有者／稱名寺

●^{あんどうじょう}安堵状

^{こうあん}弘安8年(1285)11月12日、^{さまのすけ}左馬助が^{やまもとにゅうどう}山本入道と^{やくしじさえもんのじょう}薬師寺左衛門尉に稱名寺の寺僧や田畑に煩い事のないように依頼した文書。

●稱名寺に関する置文

弘安10年(1287)1月11日、守護が現在から将来にわたって守るべき掟を決めたことが記されている。具体的で嚴重な掟であることから、その頃稱名寺が隆盛を極めていたことがよくうかがえる。これらの文書は^{くもん}公文の職名が記されており、当時稱名寺があった吾川の地は名目上、京都の^{あがわ}石清水^{いわしみず}八幡宮^{はちまんぐう}の^{でんりょう}荘園として伝領されていたようである。

●^{いよがおかはちまんぐう}伊豫岡八幡宮の諸規定 鎌倉時代の規定。

●^{ごんしゅうしきもく}勤修式目 ^{えいにん}永仁5年(1297)のもの

いずれも重要な古文書である。

